

運 營 規 約

全国柔道整復師統合協議会

全国柔道整復師統合協議会 運営規約

(名称)

第1条 この組織は、全国柔道整復師統合協議会（以下、「本会」という。）と称し、略称を全整協とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都江東区亀戸2-3-17ナビックビル5Fに置き、従たる事務所を大阪府大阪市北区曾根崎2-2-1全柔協会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、すべての柔道整復師の意思決定機関として、柔道整復師が掲げる諸課題を解決するため、行政や他組織との効率的な連携及び意見集約を図り、柔道整復師の社会的地位向上と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国・政府等への政策、制度提言を行うこと。及び社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」、「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」等に専門委員を推薦する。
- (2) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」で定める広告ガイドライン施行後に予想される、医療機関と同様の「広告パトロール」への参画。
- (3) 医師との患者連携とその交渉。
- (4) 「柔道整復療養費審査委員会」及び「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」の公平・公正な審査への協力
- (5) 柔道整復師、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師の復委任団体及び請求団体の意見集約
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、柔道整復療養費の個人契約請求団体（以下、「請求団体」という）又はその統合団体であって、第6条の手続きを経て入会した者とする。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同して入会した会員施術所1,000以上の請求団体及びその統合団体
 - (2) 正会員B 本会の目的に賛同して入会した会員施術所1,000以下の請求団体及びその統合団体
 - (3) 個人会員A 本会の目的に賛同して入会した請求団体に属さない柔道整復施術所又は個人柔道整復師
 - (4) 個人会員B 請求団体に属するが、本会の目的に賛同して入会した柔道整復施術所又は個人柔道整復師
- 2 なお、正会員Aは、本規約上の役員とする。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、入会申込書（様式1）及び会員施術所名簿（様式2）を本会事務局に提出するものとする。

2 次のいずれかに該当する者が代表を務める請求団体又は個人は、本会の会員になることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうロゴ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）

(2) 次の各号のいずれかに該当する者

- 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 3) 自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(入会金)

第7条 会員は本会に入会するため、次に掲げられた入会金を支払わなければならない。

- (1) 一般社団法人全国柔道整復師連合会は、入会金として1万円を支払わなければならない。
- (2) 日本個人契約柔整師連盟は、入会金として1万円を支払わなければならない。
- (3) 正会員Aは、入会金として1万円を支払わなければならない。
- (4) 正会員Bは、入会金として1万円を支払わなければならない。
- (5) 個人会員Aは、入会金として千円を支払わなければならない。
- (6) 個人会員Bは、入会金として千円を支払わなければならない。

(会費)

第8条 会員は本会の活動に必要な経費に充てるため、次に掲げられた会費を支払わなければならない。

- (1) 一般社団法人全国柔道整復師連合会は、毎月末日までに5万円/月を支払わなければならない。
- (2) 日本個人契約柔整師連盟は、毎月末日までに5万円/月を支払わなければならない。
- (3) 正会員Aは、毎月末日までに5万円/月を支払わなければならない。
- (4) 正会員Bは、毎月末日までに3万円/月を支払わなければならない。
- (5) 個人会員Aは毎年4月末日までに年会費として6千円を支払わなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届(様式2)を本会事務局に提出することにより任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員である団体が解散又は破産したとき
- (2) 会費を6ヶ月滞納し、催告をしても支払わないとき
- (3) 退会に際して、既納の会費は返還しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員Aの半数以上であって、総正会員Aの議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を6ヶ月履行しなかったとき。
- (2) 役員会で決議されたとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 理事 5名以上
- 監査役 2名
- 事務局長 1名

- 2 役員は、第5条のとおり、正会員Aから選出する。
- 3 会長は、理事会において別段の定めがあるまでは、田中威勢夫と岸野雅方を共同会長とする。
- 4 会長は、本会を代表し、会の円滑な運営に努め、職務を執行する。
- 5 理事は、会長を補佐し、会長が欠員のときは、理事の中から選任して会長の職務を遂行する。
- 6 監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 7 役員の選任は、総会の決議によって選任する。
- 8 役員の任期は2年とする。なお、再任を妨げない。

(役員会)

第13条 会長は、必要に応じ、役員で構成する役員会を招集する。

- 2 役員会は、規約の制定及びその他総会の議決を要しない業務執行に関して決定する。
- 3 役員会における決議は、正会員Aの会員施術所1, 000につき1個とする。
- 4 役員会の決議は、役員の5分の3の賛成をもって行う。

(総会)

第14条 総会は、正会員Aをもって構成する。

- 2 総会は次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員の選任又は解任
 - (3) 本規約の改正
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、役員会において開催の決議がなされたときに開催する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 6 総会における議決権は、正会員Aの会員施術所1, 000につき1個とする。
- 7 総会の決議は、正会員の2分の1以上が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。
- 8 前項の規定にかかわらず、本規約の改正は、正会員Aの2分の1以上が出席した総会において、出席者5分の3以上にあたる多数をもって行う。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、(翌年)3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第16条 事務局は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会計報告書を作成して、監査を経て総会の承認を得なければならない。

附則

(規約の成立)

1 この運営規約は、一般社団法人全国柔道整復師連合会と日本個人契約柔整師連盟の賛同を得ることにより成立する。

(設立日及び適用年月日)

2 本会は令和2年4月8日に設立し、この規約は、令和2年4月8日から適用する。

(会長の指名)

3 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

東京都江東区亀戸2丁目3番17号 一般社団法人全国柔道整復師連合会代表理事 田中威勢夫
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目2番1号 日本個人契約柔整師連盟会長 岸野雅方

(設立時役員)

4 本会の設立時役員は、次の掲げる者とする。

東京都江東区亀戸2丁目3番17号 一般社団法人全国柔道整復師連合会代表理事 田中威勢夫
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目2番1号 日本個人契約柔整師連盟会長 岸野雅方
東京都江東区亀戸2丁目3番17号 一般社団法人全国柔道整復師連合会常任理事 近藤昌之
東京都江東区亀戸2丁目3番17号 一般社団法人全国柔道整復師連合会常任理事 田畑興介
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目2番1号 日本個人契約柔整師連盟事務局長 塚原康夫
和歌山県和歌山市福町49番地 協同組合近畿整骨師会副理事長 田中宏彦

(付記)